

## 令和4年3月第4回本山町議会定例会会議録

### 1. 招集年月日及び場所

令和4年3月15日(火)

本山町議会議事室

### 2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	大石 教政	3番	上地 信男
4番	河邑 一雄	5番	吉川 裕三	6番	北村 太助
7番	中山 百合	8番	上田 亜矢子	9番	永野 栄一
10番	岩本 誠生				

### 3. 不応招議員

### 4. 出席議員

応招議員と同じ

### 5. 欠席議員

不応招議員と同じ

### 6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司          副参事 松葉 早苗

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣          副町長 高橋 清人          教育長 大西 千之  
総務課長 田岡 学      住民生活課長 大石 博史      政策企画課長 中西 一洋  
まちづくり推進課長 川村 勝彦      建設課長 前田 幸二      健康福祉課長 田岡 明  
病院事務長 佐古田 敦子

### 8. 議事日程

日程第 1. 議案第27号 町道の路線の廃止について  
日程第 2. 議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(三寄集会所)  
日程第 3. 議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(東部コミュニティセンター)  
日程第 4. 議案第30号 嶺北広域行政事務組合規約の一部変更について  
日程第 5. 議案第31号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び高知縣市町村総合事務組合理約の変更について

- 日程第 6. 議案第 3 2 号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 7. 議案第 3 3 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 8. 発議第 2 号 議員派遣の件 (案)
- 日程第 9. 発議第 3 号 国民の祝日「海の日」の 7 月 2 0 日への固定化を求める意見書 (案)
- 日程第 1 0. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 1. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、庁舎建設検討特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第 1. 議案第 3 4 号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第 2. 議案第 3 5 号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第 3. 議案第 3 6 号 工事請負契約の変更について
- 追加日程第 4. 議案第 3 7 号 工事請負契約の変更について

開会 9 : 0 0

○議長 (岩本誠生君) おはようございます。ただいまの出席議員は 1 0 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第 1. 議案第 2 7 号 町道の路線の廃止について

- 議長 (岩本誠生君) 議事日程に入ります。
- 日程第 1、議案第 2 7 号 町道の路線の廃止についてを議題といたします。
- 補足説明を許します。
- 建設課長、前田幸二君。
- 建設課長 (前田幸二君) (別紙のとおり補足説明)
- 議長 (岩本誠生君) 補足説明を終わります。
- これより質疑を許します。質疑はありませんか。
- 2 番、大石教政君。
- 2 番 (大石教政君) 道路の廃止ということですが、あと下の旧の縫製工場のほうとかへ

はもう車は入っていけないのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）車については入れるようになっております、現状も。

ただ、この廃止する路線については、ほとんどもう土に埋まっている部分がありますので、この路線自体はもうほぼないというところで、敷地内へは下りられるようにはなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

議案第27号 町道の路線の廃止についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第27号 町道の路線の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第27号 町道の路線の廃止については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2．議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（三寄集会所）～

日程第3．議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（東部コミュニティセンター）の一括提案

○議長（岩本誠生君）日程第2、議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（三寄集会所）、日程第3、議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（東部コミュニティセンター）、以上2議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑はないようでありますので、質疑を終結します。

これより議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（三寄集会所）の

討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(三寄集会所)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(三寄集会所)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第28号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(三寄集会所)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(東部コミュニティセンター)の討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(東部コミュニティセンター)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(東部コミュニティセンター)は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第29号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(東部コミュニティセンター)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第4. 議案第30号 嶺北広域行政事務組合規約の一部変更について

○議長(岩本誠生君) 続いて、日程第4、議案第30号 嶺北広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長(田岡学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、吉川裕三君。

○5番(吉川裕三君) お伺いいたします。

改正の1項ですか、消防団を所轄し、行動させる事務とありますが、確かに火災とか、昭和47年7月に起こりました繁藤の土砂崩れとか白滝鉦山の火災とか、そういう場合は

いいんですが、例えば西日本豪雨のような豪雨災害、消防団により土のうを積むとか、そういうふうな場合についても嶺北消防のほうからの指揮命令系統で行くのか、それとも各市町村長の判断によって分団を出していくのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えをいたします。

消防組織法の第18条第3項におきまして、「消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。」というふうになっております。

この法の解釈ですけれども、逐条解説のほうを読みますと、消防団長は、消防に関する行動に限り、消防長または消防署長の命令に従うということになっています。その他については、水防法第5条の3項、災害対策基本法第58条によりまして、市町村長の指揮監督を受けるものというふうになっております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）消防団活動も広範囲になるということですが、やはり地理なんかも分かっていないと、山林火災とかですとやっぱり火に巻かれるとか、危険も及ぶ場合もあると思いますので、やはり訓練とかも非常に大事になってくると思われますし、また、いろんな訓練及び消防の水利というか、やはり山なんかでは非常に水の確保なんかも大変になると思われるので順番に整備していくべきと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番議員のご質問にお答えいたします。

まず、地形、地域のお話がありましたけれども、やはり中心となるのは当該町村の消防団が中心となって、やはり地理に詳しい人が最前線といいますか、中心になるというふうに思います。

あと、水利の確保については、山林については非常に厳しいわけではありますが、昨年の火災以来、そういったものに備えるために背負い式のポンプも導入して各団に配布をし、備えておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）あと、背負い式に給水する給水車みたいなものもやっぱりある程度整備しておくべきではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）町の消防団では、古くなった消防自動車から随時更新をしております。必要な消防車等については、各団に備えておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）ちょっと確認です。

同僚議員の質問で、(1)の消防団を所轄し、行動させる事務については、市町村の命を受けて行動するという事だったんですが、先ほどの担当課長のお話で、近隣だとか、それから応援が欲しいというときにはこの広域を使うことができるということで、この文の中にも共同処理をするということになっているんですが、もし本町だけでは駄目だというようなとき、災害だとか山火事なんかも含めて、これについては、手続上は広域組合に一応要請して、組合のほうから他市町村に対して要請する手続なのかということが1点です。それか組合を通さず直接できるのかということも含めて答弁願いたいと思います。

それから、(2)以下のことについての事務処理ですよね。これは全て事務組合が行うのか、ちょっと確認をしたいと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えをいたします。

消防組織法の先ほども言いました第18条第3項でありますけれども、消防業務におきましては消防本部、また消防署、嶺北広域のほうで広域的な命令を出すことができるようになっております。そして、その他のことにつきましては、各町村長の連絡によりまして水防業務とか災害対策のほうについては指揮命令ができることになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）そうしたら、災害等が起きたとき、市町村の意見を聞かずに広域のほうで指示ができるということで解釈をしいのか。

というのは、二重行動になりますよね。各市町村の考えと事務組合の考えが違ったらちぐはぐになるわけですが、その調整はされるんでしょうけれども、調整でもなかなか災害とかなんかの場合はかなり時間がかかったり、いろいろ問題があると思うんですよ。だから、主としては市町村ではないかと思うんですが、事務組合が先頭を切って命令をするということではなくて、市町村長の意見を聞いた上での指示のほうスムーズに行くような気もするんですが、その辺の運用の仕方ですね。

それと、一応(2)以降については、調整をしてということになりましたけれども、例えば文書発刊だとか指示とかいうことについて、例えば教育訓練についての指示というのは事務組合のほうが出して、それに対して各市町村の消防団長等が実施していくのかということについてちょっと分かりづらかったので、再度説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

火災については、消防署のほう、嶺北広域のほうが指揮命令をすることになります。それ以外のことにつきましては、各町村長の連携によりまして対応していくということになります。そうなっておりますけれども、実際、消防署と各町村長の当然連携を図っていかなければならないというふうに考えております。

それと、先ほどの訓練等の質問がありましたけれども、訓練におきましては、広域で行う訓練等につきましては、当然嶺北消防署のほうで計画を立てて実行してということになりますけれども、町村の訓練につきましては、町村のほうで実施をするということに現在のところなっております。

ですけれども、幹事会の協議の中では、順次訓練について、こういうものについてもできる限り嶺北広域のほうへという話を今後進めていこうということになっております。

4月1日からの立ち上がりでは、町村での対応ということに現在はなっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

3番、上地信男君。

○3番（上地信男君）少し消防団の組織法とかいろいろなものを読み上げていただいたんですが、実際は従来どおりの動きができるのかというのが1点。当然有事のとき、とかくあるのが大雨、これからありますよね。当然、第6号議案のときにも若干質問させていただいたんですが、町村長の判断で災害対策本部ができ、消防団の出動依頼があったと、そうしたら団長がおります、本山町消防団の団長、そこに命令が出せて消防団が動けるのか。あるいは嶺北消防の消防長、そこにいちいち断らなければならないのか、そういうふうなものが出てきます。

お話を聞きよったら、各町村も同じようなことでいろいろなお話をしておるかと思えます。きちんと有事のときに動きやすい命令系統、これは上を見てきちんとした指示が伝わらなかつたら、想定したときに団員がやっぱり不安に思ったり、十分な活動ができないということになってもいけません。

最後に申し上げておきます。末端の団員までこういうふうな組織になるよということの周知というのはこれからでしょうか。現在までも若干お話をしておるのでしょうか。その現状についてお話を伺います。お願いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）この規約の変更にあたりましては、先ほど提案のときにも申し上げましたとおり、広域での論議がされておるさなか、各町村の幹部会等で状況の確認、そして進め方について論議をしてきたところです。その際には、各団の団員の意見も聞きながら進めてきたところです。

全てを周知をしておるといふところには至っていない部分もあると思っておりますけれども、今後、この規約が変更されて内容が確認できましたら、速やかに各団に周知をして必要な手続に備えていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 3番、上地信男君。

○3番（上地信男君） そういうところをよろしくお願いします。

消防が広域になっても、やっぱり一番住民の方に近いところで生活し、活動しておる消防団、いざとなったときには十分いろいろなことでお世話にならなければいけないというような根幹にあるかと思えます。

それと、消防団の団員も住民の生命と財産、これを守るんだという意識は十分あるかと思えますので、その辺きちんと伝えなければならないことは末端の団員まで伝わるような今後の対応でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） ちょっと、暫時休憩します。

休憩 9：28

再開 9：32

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、質疑を終わります。

討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論の申出はありません。討論なしと認めます。

議案第30号 嶺北広域行政事務組合規約の一部変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第30号 嶺北広域行政事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第30号 嶺北広域行政事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（岩本誠生君） 日程第5、議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）市町村事務組合から脱退ということですが、脱退に伴う組合の運営への影響とかはどのように考えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）これは本山町の町政の関わりではなくて、あくまでも事務組合の問題なので、その運営にどう影響するかというような質問はちょっと問題があると思います。

○2番（大石教政君）問題がある……

○議長（岩本誠生君）はい。それは、あくまでももう組合自体が決めることであって、町のあれではないから。

○2番（大石教政君）町の議案やったとき続き、影響、分かる範囲であれば……

○議長（岩本誠生君）執行部は、それに対してどういう運営に支障があるか答えられますか。

○2番（大石教政君）だんだん組合が減っていくので……

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）細かい内容までは申し上げられませんけれども、直接このことで組合に影響するということにはならないというふうに承知をしております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6．議案第32号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について

○議長（岩本誠生君）日程第6、議案第32号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ありませんか。質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第32号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第32号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第32号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7．議案第33号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

○議長（岩本誠生君）日程第7、議案第33号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてを議題とします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）脱退による還付金額はおよそどれぐらいとか、およその額は分かっ

ておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）団体の関係でありまして、本山町では把握しておりません。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）議案やったときとあり、構成の本山も市町村であるので、やっぱりある程度金額とかも把握しておかないと、なかなか組合運営とか金額も分からないまま運営しておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、どうします。調整しますか。

○2番（大石教政君）分からないまま議案が出ているので……

○議長（岩本誠生君）はい。答弁を調整するか、調査した上で答弁するか。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）すみません。これ対象組合の負担金というふうに理解しておりまして、それぞれの市町村がそれぞれ出していまして、もし脱退するときは精算されるということですので、ほかの市町村にいわゆる関係しておりませんので、当然、例えば本山町の職員の退職手当を積み立てますよね。もしゼロになったときお金が余っていたら、それを精算されて返還するということですので、これはもう他の市町村には関係ございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）関係ないとは言われますけれども、やっぱりこの総合事務組合を順番に脱退していくと非常に運営も厳しくなるのではないかとも思われますので。やはりいろいろ組合に入っているんで、いろんな組合が円滑に行けるように努めるのは非常に大事ではないかと思われます。いろんな組合に入っておって、関係ないとか、いろいろ人ごとみたいに言ったら、いろんな組合がやっぱりやっていきにくくなるのではないかと思われます。

本当、やっぱり本町も独自ではなかなかやれないので、いろんな組合、嶺北でも広域組合をつくったり、県の組合、いろんな組合に入って運営するのであるんで、やっぱり把握に努めていかないと、これはいろいろ対象外構わないだろうとかではやっぱりいかんのではないかと思い、答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）組合の運営については、十分注意してまいりたいと思います。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 33 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 33 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 33 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、追加議案が執行部よりあるようでありますので、議会運営委員会を開催したいと思います。

委員長、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 9 : 48

再開 9 : 55

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から議案第 34 号から議案第 37 号が追加提出されました。

この際、上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第 1、議案第 35 号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第 2 とし、議案第 36 号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第 3 とし、議案第 37 号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることに決定をいたしました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9 : 55

再開 9 : 56

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長に追加議案名を朗読させます。

事務局長、泉祐司君。

○議会事務局長（泉祐司君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）以上で朗読を終わります。

提出者の説明を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

#### 追加日程第1．議案第34号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）追加日程第1、議案第34号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第34号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第34号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第34号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 追加日程第2．議案第35号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）追加日程第2、議案第35号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり水が快適に出るといことは本当にいいことだと思います。冬場なんかは、凍結対策なんかはどのようにされておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）凍結対策というのは、水道の凍結対策ということでいいんですか。

○2番（大石教政君）水道とか水温というような。

○建設課長（前田幸二君）はい。水源地のほうは順次水が入ってきて流れていますので、それは大丈夫です。

管については、凍結にならないような管を当然入れていますし、ならないと言ったら語弊がありますが、なりにくい管を使っていますし、どこも飲料水供給施設に限らず、水道についてはかなり気温が下がると家周りが凍結するというのがありますので、やはりそこはもう利用者の方に水をチョロチョロ出させていただいて凍結防止に努めてもらう、それが一番となっています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

○2番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第35号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第35号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第35号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

### 追加日程第3．議案第36号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）追加日程第3、議案第36号 工事請負契約の変更についてを議題

といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）これはかなり延長になるんですが、これは予算が増えるということに伴わないものでしょうか。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）契約は総額でやっておりますし、予算の増というのは、重大な変更があったりして増額の必要があればですけども、今のところはそういう予定はありません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありますか。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）確認ですけども、梅雨とか、雨が降るまでには河川部分は大体済んでいるとか、今、27%ということですが、ほぼ水から上まで来ておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）一応、一番下のブロックがもうついていますので、水の部分からは上がってきているということにはなります。

この工事をするに当たり、河川の中を一部つづきますので、県の河川課とも協議をして、あまり梅雨とかに入る前にやるような工程でやりなさいということの指導を受けての設計と工程を組んでおりますので、今年といたしますか、今、ちょっとあまり雨が降っていないので非常に工程的にも助かっているところです。このまま順調よく行ったらありがたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）広域の清掃工場とかもあって重要なインフラ道路にもなっていますので、安全に気をつけながら、やっぱりできるだけ早く、早期完成を目指してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第36号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第36号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第36号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 追加日程第4. 議案第37号 工事請負契約の変更について

○議長(岩本誠生君) 追加日程第4、議案第37号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長(前田幸二君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。

議案第37号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第37号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第37号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第8. 発議第2号 議員派遣の件(案)

○議長(岩本誠生君) 日程第8、発議第2号 議員派遣の件(案)を議題といたします。

提案者に発議第2号 議員派遣の件(案)について提案並びに提案理由の説明を求めま

す。

提案者、1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、1番、澤田康雄君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、補足説明はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

ないようですので、これより発議第2号 議員派遣の件（案）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第2号 議員派遣の件（案）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第2号 議員派遣の件（案）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第9. 発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）

○議長（岩本誠生君）日程第9、発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）を議題とします。

提案者に発議第3号の提案並びに提案理由の説明を求めます。

提出者、5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）以上で、5番、吉川裕三君の提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において補足説明があればこれを許しますが、ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）

の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第10. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の期日日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第11. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、庁舎建設検討特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第11、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、庁舎建設検討特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定により、所掌事務調査に係る通知書が提出されました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの所掌事務調査に係る通知書は決定をいたしました。

あわせて、各常任委員長及び各特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所掌事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで町長より発言があればこれを許しますが、町長。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）議会3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、提案しました条例議案の一部におきまして議案訂正をさせていただきました。議長をはじめ議員の皆様大変ご迷惑をおかけいたしましたことを改めましておわびを申し上げます。今後、このようなことがないように、議案提出に当たりましては十分精査してまいりたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

今回、本議会に提出しました条例議案6件、令和4年度の一般会計当初予算など予算議案15件、その他の議案7件、そして追加で4件を提出させていただきました。適切な議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

私が町長に就任しまして最初の定例会でございまして、大変緊張いたしました。一般質問でご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に活かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言などをいただいております。すぐに取り組めることにつきましては、取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、世界情勢ではロシア軍のウクライナへの侵略が続き、子どもを含む民間人への影響も拡大し続けております。本町議会でも決議されましたが、一日も早い対話と交渉による平和的解決を図られるよう、切に願わずにはられません。

また、新型コロナウイルス感染症も下げ止まりの様相を呈しておりまして、まだまだ予断を許さない状況であります。

ちなみに、ワクチンの接種率でございしますが、すみません、3月6日時点とちょっと古いんですけども、65歳以上が81.44%、18歳から64歳までが24.20%で、合計で54.15%、3月6日現在でございんですけども、県下では7番目の接種率というふうになっておりまして、嶺北では、順位を競うものではございませんけれども、トップでございまして、引き続き、町民の皆様の生活が安心・安全でありますように取り組んでまいりたいと存じます。

春本番となってまいりました。議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんが閉会のご挨拶とさせていただきます。長期間にわたります熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

した。

○議長（岩本誠生君） それでは、閉会に当たりまして、議長のほうからも一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん方のご協力によりまして、日程どおり、そして非常に早く終了いたしますこと、まずもってご協力に感謝を申し上げます。

先ほど町長からお話がありましたように、世界情勢、それからコロナの情勢、まだまだ予断を許さない状況であります。

しかしながら、開会のときには非常に寒かったこの気候も今、今日はまさに春の訪れを感じるような暖かさであります。これからはだんだん暖かくなってはまいりますけれども、暖かくなればなるほど、また様々な今後は心配事が出てまいります。台風であったり災害であったりとかいうことに対する備えというものをこれから十分していかなければいけない。

我々の任期も7月まででございます。残り少なくなりましたけれども、どうか皆さん方もご自愛をいただきまして、6月の定例会にはまた元気にお目にかかりたいと思います。それまではまた臨時議会もあるかも分かりません。とにかく議会活動において、皆さん方のこれからのますますのご健闘を心からお願いを申し上げます、言葉は足りませんが閉会のご挨拶といたします。

これをもって、令和4年第4回本山町議会定例会を閉会をいたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

令和4年3月15日

午前10時34分 閉会